

千葉市食育推進連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 本市の食育の推進に関する施策（以下「食育施策」という）を総合的かつ効果的に推進するため、「千葉市食育推進連絡会議（以下「連絡会議」という）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 食育施策の総合的な企画に関すること
- (2) 千葉市食育推進計画の策定及び評価に関すること
- (3) 食育推進に関する情報及び意見の交換並びに相互協力のあり方に関すること
- (4) その他本市の食育推進に関すること

(構成)

第3条 連絡会議は、別表1に定める職にある者をもって構成する。

- 2 会長は健康福祉部長、副会長は健康福祉部技監の職にある者とする。
- 3 会長は、会務を総括し、連絡会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は、会長が招集し、議事を進行する。

- 2 会長は、必要があると認める時は、関係者を連絡会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(検討会)

第5条 連絡会議の円滑な運営を図るため、連絡会議に検討会を設置する。

- 2 検討会は、会長の指示に基づいて食育施策を推進するため、必要な事項について調査・審議を行う。
- 3 検討会は、健康推進課長及び同課課長補佐のほか、連絡会議構成員の所属課職員の中から当該課長が指名する者をもって構成する。
- 4 検討会に、会長及び副会長を置く。
- 5 会長は、健康推進課長の職にある者を、副会長は同課課長補佐の職にある者をもつてそれぞれ充てる。
- 6 会長は、検討会を主宰する。
- 7 本条に定めることのほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、保健福祉局健康福祉部健康推進課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定める者のほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別表 1

会長	保健福祉局健康福祉部長
副会長	保健福祉局健康福祉部技監
委員	市民局生活文化スポーツ部消費生活センター所長 保健福祉局健康福祉部地域包括ケア推進課長 保健福祉局健康福祉部健康推進課長 保健福祉局健康福祉部健康推進課歯科保健推進担当課長 保健福祉局健康福祉部健康支援課長 保健福祉局医療衛生部生活衛生課長 保健福祉局医療衛生部保健所食品安全課長 保健福祉局高齢障害部高齢福祉課長 こども未来局こども未来部健全育成課長 こども未来局こども未来部こども家庭支援課長 こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課長 こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課長 環境局資源循環部廃棄物対策課長 経済農政局農政部農政課長 区役所健康課長 教育委員会学校教育部教育指導課長 教育委員会学校教育部保健体育課長 教育委員会生涯学習部生涯学習振興課長